第三百三十八条第一項中「六十九人」を「六十七人」に、「百三十八人」を「百三十九人」に改める。
第三百七十八条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第二項及び第三項中「第三百六十四条第二項各号」の下に「、第三百七十条第二項」を加える。
第三百八十二条第一項中「一人」を「二人」に改める。
第三百八十七条に次の一号を加える。
六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第五十八条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること。
第四百五条第一項中「二人」を「一人」に改める。
第四百六条第一項中「二人」を「三人」に改める。
第四百十条第一項中「百九十一人」を「二百人」に改める。
第四百十三条第一項中「二十二人」を「二十三人」に改める。
第四百二十八条中「四十人」を「四十三人」に改める。
第四百三十九条第二項中「百六十七人」を「百六十四人」に改める。
第四百七十二条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
三　第五百五十三条第一号及び第二号に掲げる事務のうち所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税に係るもので、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。
第四百七十二条第一項に次の一号を加える。
八　前各号に掲げるもののほか、札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局、広島国税局及び福岡国税局にあっては、課税第二部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
第四百七十二条第二項を削る。
第四百八十条第三号中「第四百七十二条第四号」を「第四百七十二条第五号」に改める。
第四百八十三条第一項中「六十一人」を「六十人」に改める。
第四百八十五条第一項中「三千百六十四人」を「三千二百四十四人」に改め、同条第二項中「第四百七十二条第一項第二号、第四号から第六号まで及び同条第二項第一号」を「第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで」に改める。
第四百八十六条第一項中「二百六十一人」を「二百六十三人」に改める。
第四百九十七条第一項中「四百七十五人」を「五百九人」に改める。
第四百九十八条第一項中「九百九十八人」を「千八人」に改める。
第五百十七条第一項中「二千七百八十五人」を「二千八百三十九人」に改める。
第五百十八条第一項中「千六百六十九人」を「千七百十九人」に改める。
第五百二十八条第一項中「から第六号」を「、第二号及び第四号から第七号」に改める。
第五百四十条第一項中「八人」を「九人」に改め、同条第二項第四号中「、第四号、第五号及び第六号」を「及び第五号から第七号まで」に改める。
第五百四十一条第一項中「を通じて」を「に」に改める。
第五百四十七条第五項中「三百三十七人」を「三百四十四人」に、「千四百三十一人」を「千四百四十五人」に改める。
第五百五十条中「第五百五十二条第一号、第三号、第四号、第八号から第十号まで」を「第五百五十二条各号」に改め、「特に処理困難なものとして」を削る。
第五百五十六条第一項中「一万八千九百九人」を「一万八千八百三十人」に改める。
附則第十五項の前の見出し、附則第十五項及び附則第十六項中「証券監督第一課及び証券監督第二課」を「証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課」に改める。
附則第四十六項中「第四百七十二条第二項第一号」を「第四百七十二条第三号」に改める。
別表第四横浜税関山下埠頭出張所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第三条（同条第十二項の改正規定を除く。）、第三百八十二条、第四百五条、第四百六条、第四百十条、第四百十三条、第四百二十八条、第四百三十九条、第四百七十二条、第四百八十条、第四百八十三条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百九十七条、第五百条、第五百十八条、第五百二十八条、第五百四十条、第五百四十一条、第五百四十七条、第五百五十条及び第五百五十六条の改正規定並びに附則第四十六項の改正規定　平成二十六年七月十日
二　第三百八十七条の改正規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日

○農林水産省・国土交通省令第一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、漁船特殊規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

漁船特殊規程の一部を改正する省令

漁船特殊規程（昭和九年逓信省・農林省令）の一部を次のように改正する。

第五十一条の六中「第九十六条の三第二項及び第三項」を「第九十六条の三第三項及び第四項」に改める。

第五十一条の十二の見出しを「（消防員装具等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により消防員装具を備え付ける漁船には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された総トン数千トン以上の一般漁船については、この省令による改正後の漁船特殊規程第五十一条の十二第二項の規定にかかわらず、当該一般漁船について平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式までを次のように改める。